

杉並区職員措置請求監査結果

(平成23年度4月分政務調査費に関する住民監査請求)

平成24年6月

杉並区監査委員

目 次

第1 請求の概要と受理	
1 請求人	1
2 請求書の提出	1
3 請求の主たる内容	1
4 請求の受理	1
第2 監査の実施	
1 陳述の機会等	2
2 監査対象項目	2
3 対象部局とその抗弁要旨	2
3 - 1 総務部総務課	2
3 - 2 区議会事務局	3
4 関係人と回答要旨	4
第3 監査の結果と判断	
1 監査結果	5
2 判断	5
2 - 1 事実関係の確認	5
2 - 2 監査の基本的な考え方と視点	6
2 - 3 項目別判断	7
2 - 3 - 1 調査研究費	7
2 - 3 - 2 研修費	8
2 - 3 - 3 資料購入費	8
2 - 3 - 4 広報費	9
2 - 3 - 5 事務費	9
2 - 3 - 6 事務所費	10
2 - 3 - 7 人件費	11
2 - 4 会派・議員別判断	11
別紙	
1 措置請求書	15
2 抗弁書	
2 - 1 総務部総務課	30
2 - 2 区議会事務局	36
3 関係人の回答	49
資料	
1 政務調査費条例	61
2 政務調査費施行規則	64
3 政務調査費取扱規程	66
4 事務処理の手引き	69

【注】

- 1) 政務調査費条例、政務調査費施行規則、政務調査費取扱規程は、それぞれ平成 23 年 4 月 1 日現在のものである。
- 2) 本監査結果（措置請求書、関係人の回答を含む）では、議員名・会派名称等については、特に必要とする場合を除き、原則として仮名（アルファベット）による表記に修正した。それ以外の名称については、必要に応じて記号等で表示した。
- 3) 請求人名は仮名とし、請求人の住所の記載は省略しています。

ホームページ掲載にあたり、別紙 2～3 及び資料 1～4 の掲載は省略しました。省略した資料については、杉並区役所区政資料室及び杉並区立各図書館でご覧いただけます。

第1 請求の概要と受理

1 請求人

甲

2 請求書の提出

平成24年5月23日

3 請求の主たる内容

「杉並区の被った損害額に関し、平成23年度4月の政務調査費の交付を受けた会派及び議員に対して、速やかに返還を求めるよう杉並区長に勧告することを求める。要返還額の合計は、967,892円である。」(原文のまま)

(主張事実の要旨)

- ・ 政務調査費とは、会派・議員の多岐にわたる活動の中で、選挙活動、政党としての活動や後援会活動とは一線を画した区政の活性化に寄与する活動に限定されて支出される、公金からの一時預り金である。
- ・ 交付を受けた会派・議員には、その用途について、具体的な情報の開示を行い、その目的とする活動が、区政とどの様なつながりがあるかを、また、選挙活動や所属する会派・党派の活動とは異なるものであることを、明確に説明する義務・責任がある。
- ・ なお、次の諸点を、政務調査活動に該当するかどうかの具体的な検証の基点とした。政党・後援会・選挙活動等への利益誘導の要素を有しない、主体性のある活動である、公私混同のない活動である、コスト低減に徹した活動である、情報の開示と説明責任、公金支出としての透明性が確保されていること
- ・ 以上の点から、政務調査費の用途に疑義があり、あるいは不十分と判断した時は、その旨を記載し、原則として計上された政務調査費の全額返還を求めた。

請求書全文は15～29頁に掲載

4 請求の受理

請求人の資格、監査請求期間など、地方自治法(以下「法」という。)第242条所定の要件を具備しているものと認め、平成24年5月28日の監査委員会議において受理することを決定した。

受理に先立ち、大熊昌巳委員、安齋昭委員の2名は除斥とした。(大熊、安齋両委員は同年5月31日に退任。)また、同年6月1日に監査委員に就任した吉田愛委員、増田裕一委員の2名については、同年6月4日の監査委員会議にて除斥とした。

第2 監査の実施

1 陳述の機会等

請求人に対して、法第242条第6項の規定に基づく陳述の機会等を平成24年6月6日に設けたが、辞退する旨の申し出があった。

2 監査対象項目

本件監査に当たっては、請求人が「返還を求める」と主張する事項について、違法又は不当の有無及び事務手続上の適否を調査し、それらを踏まえて監査結果を導くこととした。

なお、本件請求は、個別の支出が違法又は不当である理由を具体的に摘示していない部分が数多く見受けられるが、請求人が提出した証拠等から可能な限り特定し、判断を示すこととした。また、「実態を説明する書類を提出すべき」、「根拠の説明を求める」、「情報の開示を求める」など、請求人の意見や要望を述べている部分については、住民監査請求の対象事項に当たらないため、監査の対象外とした。

3 対象部局とその抗弁要旨

総務部総務課及び区議会事務局を本件監査の対象部局とし、抗弁書の提出を求めた。その主な内容は以下のとおりである。また、適宜関係書類の提出を求め、調査を行った。

3 - 1 総務部総務課

- ・ 法第100条第14項及び第15項に規定される政務調査費制度は、議会の審議能力を強化し、議員の調査研究活動の基盤の充実を図るため、会派又は議員の調査研究の費用等の助成を制度化し、併せて政務調査費の用途の透明性を確保しようとしたものである。
- ・ 区は、平成13年3月に杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例（以下「政務調査費条例」という。）を制定し、杉並区議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、要件を満たす会派の代表者又は議員に、四半期毎に議員1人当たり月16万円を交付している。なお、その年度の交付総額から支出総額を控除して残余がある場合には、区長は返還を命ずることができるとしている。（政務調査費条例第1～4条、第8及び第12条）
- ・ 政務調査費の用途については、政務調査費条例第9条に基づき、杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例施行規則（以下「政務調査費施行規則」という。）で用途基準を定めている。（政務調査費施行規則第6条）
- ・ 議員の調査研究の対象は広範囲に及びその調査方法も多様であることから、政務調査費の支出適合性の判断は、会派、議員に一定の裁量が認められるものと解している。
- ・ しかし、政務調査費は公金であることから、関連する条例、規則や事務処理マ

ニュアル等に基づく適切な支出が求められ、会計帳簿の作成や証拠書類の保管など、関係書類の整理は当然になされるべきとも認識している。

- 区長は、予算の執行に関する調査権に基づく調査は行えるが、政務調査費の用途基準等に照らし、明らかに逸脱していると認められる場合を除き、会派又は議員の自主性、自律性が損なわれぬよう慎重に取り扱うべきと考えている。
- 区は、今後とも執行機関と議会ないしこれを構成する議員又は会派との抑制と均衡を図り、議会の自主性及び自律性を尊重しつつも、政務調査費収支報告書の内容から明らかな用途基準違反があるかをチェックすることで、区長の政務調査費の交付者としての責任を果たしていく所存である。

抗弁書全文は 30 ~ 35 頁に掲載

3 - 2 区議会事務局

- 政務調査活動とは、一般的には会派・議員が、区政の課題や議会で審議する案件等について行う調査研究のための活動や区民、民間の団体等との意見交換、区民等に対して行う広報・広聴活動などをいう。
- 政務調査費は、議会の執行機関に対する監視の機能を果たすための政務調査活動に充てられることも多いため、執行機関と議会ないしこれを構成する会派・議員との抑制と均衡の理念に鑑み、執行機関や他の会派・議員からの干渉を防ぐことも必要である。
- 政務調査費条例において、議長は合理的な範囲で用途について調査することができると規定されているが、個々の支出が調査研究に資するかどうかまでを法的に判断する権限は有しないものとする。
- したがって、政務調査活動の多様性とその性質から、合理性ないし必要性を欠くことが明らかである場合を除き、区政との関連性が類推されるものであれば、調査研究に資するかどうかは会派・議員の良識に基づく判断に委ねるべきである。
- 一方、会派・議員においては、政務調査費の用途の透明性を確保し、説明責任を果たすことが求められていることを十分に認識し、区議会では、平成13年度の政務調査費条例制定時から、出納簿を収支報告書とあわせ議長に提出し、区民が閲覧できるよう定め、さらに、収支報告の際にすべての領収書その他の証拠書類を添付する条例改正を行って平成19年度から実施した。(政務調査費条例第10条)
- 平成19年度に区議会内部に政務調査検討会を設置して検討を進め、学識経験者の意見を反映させ、用途基準をより具体化した詳細な用途基準細目を政務調査費取扱規程に加え、平成20年4月分交付分から適用している。
- その後も、杉並区議会政務調査費調査検討委員会(以下「調査検討委員会」という。平成21年度~)、学識経験者等第三者による杉並区議会政務調査費専門委員会(以下「専門委員会」という。平成22年度~)を設置し、監査で指摘された事項を中心に検討し、区議会内部における継続的・自主的な改善に取り組み、用途基準細目については、平成23、24年度に一部改正を行い、政務調査費の用途の適正化を図っている。さらに、今後も継続的に見直しをする。

- ・ 区議会事務局では、政務調査費の適正な執行のために、収支報告書及び出納簿の作成など手続についての手引を作成し、会派・議員に周知するとともに、提出された収支報告書や出納簿、領収書その他証拠書類についての点検などを行っている。

この他に、請求人の主張に対する見解等が述べられている。

抗弁書全文は 36～48 頁に掲載

4 関係人と回答要旨

政務調査費条例第11条で、議長は政務調査費の適正な運用を期すため、必要に応じ調査を行うことができるとされていることから、議長を本件監査に必要な関係人と位置付け、平成24年5月28日付け文書により調査協力を依頼した。その回答要旨は以下のとおりである。

- ・ 平成23年度4月分における、請求人が指摘している政務調査費の支出が、使途基準その他の法規等に照らして、違法・不当であるか否かについて確認を行った。
- ・ 会派・議員が行う調査研究活動として、おおむね平成23年度の使途基準及び同細目に基づく適正な支出が行われていた。しかし、領収書の記載内容だけでは政務調査との関連がわかりづらいものが複数見受けられたため、当該議員に確認し、調査研究活動との関連を補う説明処理等を進める。

この他に、請求人の主張に対する見解及び本件請求の対象とされた会派・議員による説明がされている。

回答全文は 49～59 頁に掲載

第3 監査の結果と判断

1 監査結果

本件請求については、平成24年6月28日に監査委員2名の合議により、次のように決定した。

請求の一部を認容し、残余の部分について棄却する。

請求を認容した部分に係る政務調査費からの支出が不適切であると認定した金額は、合計88,800円である。(内訳・理由は12頁2-4-6 j会派に記載)

当該支出を行った都政を革新する会に対し、区長は、返還に必要な措置を平成24年8月31日までに講じられるよう勧告する。

2 判断

2-1 事実関係の確認

請求人から提出された措置請求書及び対象部局から提出された抗弁書、その他監査資料から、以下の事実関係を認めることができる。

- (1) 法第100条第14項及び第15項に規定される政務調査費制度は、地方議会の活性化を図るためには、その審議能力を強化していくことが必要不可欠であり、地方議員の調査活動基盤の充実を図る観点から、議会における会派又は議員に対する調査研究費等の助成を制度化し、併せて、情報公開を促進し、その用途の透明性を確保することが重要であるとの趣旨から法制化された。交付の対象、額及び方法並びにその用途の透明性を確保するための具体的な報告の程度及び内容等については、各地方公共団体がその実情に応じて制定する条例の定め委ねるとしたものである。
- (2) 杉並区においては、平成13年3月に政務調査費条例及び政務調査費施行規則を制定し、政務調査費の交付対象、交付額、交付方法、用途基準等を定め、平成13年度から会派・議員に対して政務調査費を交付している。
- (3) 議長は、会派・議員から収支報告書及び出納簿の提出を受け、区民の閲覧に供している。なお、収支報告書及び出納簿には、支出の金額や内容を科目ごとに概括的に記載することとされ、個々の支出に係る政務調査活動の目的や内容等は具体的に記載することは求められていない。
- (4) 平成18年12月に政務調査費条例を改正し、会派・議員に、収支報告の際に領収書その他の証拠書類を添付することを義務付けた。
- (5) 平成19年3月に政務調査費取扱規程を制定し、選挙活動、政党活動、後援会活動などの9項目は政務調査費から支出できない経費であると明示した。
- (6) 平成20年4月に平成19年度に区議会内部に設置した政務調査費検討会が学識経験者等第三者の意見も反映しながら行った政務調査費の用途に関する検討報告を踏まえ、政務調査費取扱規程に用途基準をより具体化した用途基準細目が加えられ、その後も、平成21年度に区議会内部に調査検討委員会

を、平成22年度に学識経験者等第三者によるチェック機関として専門委員会を設置し、監査結果で指摘された事項を中心に検討を行い、調査研究費、人件費などについて使途基準細目の改正などが行われている。

- (7) 本件請求の対象となった3会派及び4議員に交付された平成23年度4月分政務調査費の決定額は1,280,000円であるが、残余として230,387円が返還されているので、交付総額は1,049,613円である。

2 - 2 監査の基本的な考え方と視点

本件監査に当たっての基本的な考え方と視点は、以下のとおりである。

- (1) 政務調査費は、区議会の審議能力を強化し、議員の調査研究活動の基盤の充実を図ることを目的に、会派及び議員が行う「区政に関する調査研究に資するために必要とする経費」の一部を助成するものであり、交付の対象、額及び方法並びにその使途の透明性を確保するための方法等については、各自自治体がその実情に応じて制定する条例等に委ねられているものである。
- (2) 会派及び議員による区政に関する政務調査活動は多岐にわたっており、それに伴い生じる経費も多様であるので、政務調査費を充てることができる調査研究に資するために必要な経費は、調査研究に直接用いられる費用に限られるものではなく、制度の趣旨からみて、調査研究に有益な費用も含まれるというべきである。(平成16年4月14日東京高裁判決参照)
- (3) 二元代表制を基本とする地方自治制度において、議会は重要な役割を担っており、議会の自律性やそれを構成する会派及び議員の政治活動の自由は保障されなければならない。そして、政務調査活動には執行機関に対する監視の機能の側面もあるので、執行機関と議会等との抑制と均衡の理念等に鑑み、会派及び議員がどのような政務調査活動を行い、そのためにいかなる政務調査費を支出するかについては、基本的に会派及び議員の自律的判断に委ねるべきものであると解するのが妥当である。
- (4) しかし反面、政務調査費は公金である以上、制度の趣旨に沿った使途の適正が自律的に確保されなければならない。また、それらを客観的に確認できるように透明性を確保することが必要である。このため、政務調査費条例及び政務調査費施行規則に加え、区議会による自主的なルールが定められ、仕組みが整えられてきたと認められる。
- (5) こうしたことから、政務調査費の支出の適合性については、収支報告書等の記載から明らかに違反がうかがわれるような場合はその疑義を解明する必要があることはいうまでもないが、そうした場合を除くと、「監査委員を含め区の執行機関が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその使途制限適合性を審査することを予定していない」と基本的に解されているものである。(平成21年12月17日最高裁判決参照)
- (6) 以上から、本件監査において、政務調査費の支出については、政務調査費制度の趣旨を踏まえ、会派及び議員の自律性を尊重することを基本とし、政

務調査費条例等の規定、判例、議会が自主的に定めた使途基準細目等に照らし、また透明性の確保の観点にも留意してその適合性を総合的に判断するものとする。

2 - 3 項目別判断

本件監査においては、請求人の主張する事項について検討・整理し、次のように判断する。なお、請求人の主張の大半は、これまで請求人が行ってきた平成21年度分等の政務調査費に係る職員措置請求における主張とほぼ同様である。

2 - 3 - 1 調査研究費

[請求人の主張要旨]

- ・ 自動車の利用は、公共の交通機関の利用が難しい等、合理性・妥当性のある理由がある場合にのみ、認められるべきである。
- ・ 自動車を利用する場合は、その種類・所有者等を明示し、目的地との間の走行距離を記録し、その推定燃費から算出したガソリン代を計上する方法を採用し、利用実態の情報を開示し、その妥当性・合理性を明確にすることが必要である。
- ・ 日常の交通手段は、手引にも一般の公共交通機関が原則とされている。タクシーを利用せざるを得なかった理由の説明が必要となる。

[対象部局の抗弁要旨]

- ・ 自動車やバイクを調査研究活動に伴う移動手段として利用する場合、ガソリン代や駐車料金を使途基準の範囲内の支出として認めている。
- ・ ガソリン代については、通常調査研究活動以外の用途も含まれていると考えられ、かつ、合理的な経費の区分が困難な支出であるため、2分の1を上限として政務調査費で支出することを使途基準細目で規定し、目的や理由の説明までは求めていない。
- ・ タクシー以外の他の公共交通機関の利用が原則であることはいうまでもないが、調査手法、スケジュールの関係、付添いを必要とする等の同行者の事情、天候、時間帯、持参品の量等、状況によりタクシーを利用することが合理的なケースが多々ある。

[判断]

- ・ 区政に関する調査研究を行うに当たり、移動手段として自動車・バイクを使用することは、通常想定できることであり、そのガソリン代及び駐車料金を政務調査費から支出することは認められるので、使途基準細目等に則して適正に処理されていれば、不適切とする理由はない。
- ・ タクシーは他の公共交通機関と比べて料金は高いが、迅速性・随意性・利便性の点で優れている。公費により政務調査活動経費を支出する以上、効率的な執行が求められることは当然であるが、どのような移動手段を選択するかについては、費用面ばかりでなく、時間、天候、荷物、身体的状況等を総合的に勘案して、会派・議員が自律的に判断して使用するものであ

る。

- ・ 会派・議員がより効率的に調査研究を行うために、状況に応じてこうした特性を勘案し、タクシーを移動手段として利用することは認められるので、使途基準細目等に則して適正に処理されていれば、不適切ということとはできず、使用した理由まで具体的に求める請求人の主張は首肯できない。

2 - 3 - 2 研修費

[請求人の主張要旨]

- ・ 研修内容の明示がなく、政務調査活動としての位置付けが不明な研修については、情報開示が必要である。

[対象部局の抗弁要旨]

- ・ 明らかに区政との関連性や必要性・合理性を欠く場合を除き、調査研究の実質があれば、会派・議員の多様にわたる専門性や関心を尊重し、広範な裁量のもとに行われるべきものと認識している。

[判断]

- ・ 区政に関する調査研究に資する研修は、研修目的等が明らかにされていれば認められるものであり、執行機関と議会との抑制と均衡の理念等を考慮すると、手引で定めた範囲を超えて具体的な説明・開示を求める請求人の主張は首肯できない。

2 - 3 - 3 資料購入費

[請求人の主張要旨]

- ・ 少なくとも1紙の新聞購読は、通常的生活を維持する上で、一般的なことであり、政務調査費として支出することは認められない。
- ・ 政務調査活動のために、新聞を購入する場合は、必要であればその按分比を明示する必要がある。
- ・ 政務調査活動とのつながりに疑問を抱く書籍購入について、説明を求める。

[対象部局の抗弁要旨]

- ・ 議員本人が購読しているものであれば、使途基準に合致する支出である。
- ・ 政務調査費としての使途の特定が可能となるように書籍、雑誌、新聞等、資料の名称を明らかにしていれば、使途基準で定める資料購入費として支出できる。

[判断]

- ・ 区政に関する調査研究のために必要な資料の購入は、新聞や書籍、資料名が明らかにされ、使途基準細目等に則して適正に処理されていれば、認められるものである。
- ・ 執行機関と議会との抑制と均衡の理念等を考慮すると、購入目的・理由まで求める請求人の主張は首肯できない。

2 - 3 - 4 広報費

[請求人の主張要旨]

- ・ 議員の活動状況を写した写真や施策のリスト等を掲載した区政報告を按分なしで政務調査費に計上した根拠の説明と情報開示が必要である。
- ・ 選挙活動などが混在する広報や、発行元と議員との関係が不明な広報は、按分等の説明が必要である。

[対象部局の抗弁要旨]

- ・ 写真などは主たる内容には当たるものではないが、合理的な範囲内であれば、詳細に区分せず支出できるものと解する。
- ・ 選挙活動や後援会活動など政務調査費の趣旨に適合するものではない内容部分は、紙面の面積等に占める割合等で区分することにより、合理的な支出が可能である。

[判断]

- ・ 区政報告にどのような内容を記載するかは、会派・議員の自律性に委ねられるものであり、写真や区の施策報告などが中心であっても、区政に関する調査研究との関係が推認でき、使途基準細目等に則して適正に処理されていれば認められるものである。
- ・ 区政報告などの広報に、区政に関する調査研究活動以外のものが混在する場合、それぞれの記事の占める割合により適切に按分する必要があるが、全体を違法な支出とする必要はなく、区政に関する調査研究以外の活動が混在していても、適切に按分除外されていれば、不適切とする理由はない。
(平成 15 年 1 月 31 日名古屋地裁判決参照)

2 - 3 - 5 事務費

[請求人の主張要旨]

- ・ 一般区民生活で必須のハンコや、街頭での広報活動に用いる拡声器に関する経費を、政務調査費に計上している按分比の根拠の説明が必要である。
- ・ 葉書の交換手数料について、交換に用いた古い葉書の入手経路等の説明が必要である。
- ・ 固定電話・携帯電話は政務調査活動以外の活動に多く使用されるので、使途基準細目に規定される「上限の按分比」をそのまま適用すべきでない。
- ・ 携帯電話の使用に伴い付与されるポイント相当分を差し引いて計上すべきである。

[対象部局の抗弁要旨]

- ・ 他の用途との併用が明らかである場合には、区政に関する調査研究に資するために必要な経費相当額を区分して支出することが必要である。
- ・ 使途基準細目で按分費の上限を定めていない支出については、会派・議員によって経費の区分の必要性和区分する場合の按分割合が多種多様であると認識しており、活動の実態に即して判断している。
- ・ 固定電話・携帯電話の使用料は、政務調査活動は極めて広範な裁量のもと

に行われるべきものであるという観点から、使用実態を考慮して、使途基準細目に規定された基準の範囲内の按分割合であれば適切な支出とみなしている。

- ・携帯電話のポイントは、電話利用料には充当できないので、次回以降の購入でポイント相当額を代金に充当できるポイントとは異なる。

[判断]

- ・区政に関する調査研究活動とそれ以外の活動に併用するものについては、当該支出のうち政務調査費に計上することができる額は、政務調査活動に供される割合とするのが相当である。(平成19年12月26日大阪高裁判決参照)
- ・したがって、日常生活や選挙活動・政党活動等他の用途にも併用する場合、按分比の上限が定められていない経費は、会派・議員が自律的に判断し設定した按分割合が明らかに区政に関する調査研究への反映・寄与の程度の割合が相当でない認められる場合を除き、不適切ということとはできない。
- ・入手経路を説明するまでもなく書損じ葉書を新しい葉書と交換し、区政報告に使用することは認められるものである。
- ・固定電話・携帯電話の使用料は、区政に関する調査研究活動に必要な経費として認められるものであり、使途基準細目に定める按分比の上限の範囲内で適正に処理されていれば、不適切とする理由はない。
- ・携帯電話のポイントは、物品購入の代金に容易に充当できる家電量販店等のポイントと異なり、使用用途が限定されているため、支出額から控除していなくても不適切ということとはできない。

2 - 3 - 6 事務所費

[請求人の主張要旨]

- ・事務所として使用している場合の賃借料は、必要最小限に限定されるべきである。使用実態の情報開示とともに按分比の根拠の説明が必要である。
- ・光熱水費を計上する場合は、基本料金を含まない使用料のみを使用実態にあった按分比で政務調査費に計上すべきである。

[対象部局の抗弁要旨]

- ・議員の調査研究の対象が広範囲に及び、調査方法も多様なことから、明らかに議会活動に反映・寄与しない場合や使途基準等に照らして必要性・合理性を欠いている場合などを除き、議員活動の基盤となる事務所の賃料は、使途基準で定めているとおり適正な支出ということができる。
- ・賃借料を計上する場合には、透明性の確保と説明責任に重きを置き、事務所の要件を具備することを示す書類の提出を義務付けている。
- ・平成19年の大阪高裁判決でも、自宅の一部を議員事務所として使用していることが妥当である旨の判断がなされ、一定の按分を条件として光熱水費や共同住宅管理費の支出の適法性が認められている。

[判断]

- ・ 会派・議員が、区政に関する調査研究活動を行う拠点として事務所を設置し利用することは、一般的に認められることである。使途基準細目等に則して、賃借料については賃貸借契約書の写し又は間取り図が提出されていれば、光熱水費については按分比の上限の範囲内で適正に処理されていれば、不適切とする理由はなく、事務所の使用実態等の開示まで求める請求人の主張は首肯できない。
- ・ 光熱水費の料金は、基本料金と使用量に応じた料金とにより構成されるものであるため、政務調査費からの支出を使用量に応じた料金のみで限定する理由はない。

2 - 3 - 7 人件費

[請求人の主張要旨]

- ・ 補助職員の勤務実態の情報開示及び按分比の根拠の説明が必要である。

[対象部局の抗弁要旨]

- ・ 議員の調査研究の対象が広範囲に及び調査方法も多様なことから、明らかに議会活動に反映・寄与しない場合や使途基準等に照らして必要性・合理性を欠いている場合などを除き、その人件費は政務調査費から支出できる。
- ・ 勤務の実情を示す書類に記載する勤務内容については、区政に関する調査研究活動に対する執行機関や他の会派・議員からの干渉を防止するという側面もあることに留意する必要があるため、区政との関連性が類推できる表現であれば、記載方法の具体性の度合いは、会派・議員の自律的判断に委ねることが好ましい。

[判断]

- ・ 会派・議員が区政に関する調査研究活動を行うために、職員を雇用することは、一般的に認められることである。使途基準細目等に則して、雇用契約書の写し又は勤務報告書が提出され、支出が認められる金額の範囲内で適正に処理されていれば会派事務所で雇用する職員の人件費も含めて、不適切とする理由はない。
- ・ 雇用した職員の職務の中に区政に関する調査研究に関する業務とは認められない業務が混在する場合には、実態に即した按分がされていれば不適切とする理由がない。

2 - 4 会派・議員別判断

請求人が主張している各会派・議員に対する返還請求理由等について、次のように判断する。

A～Iは、請求人が用いた表記 A.調査研究費、B.研修費、C.会議費、D.資料作成費、E.資料購入費、F.広報費、G.事務費、H.事務所費、I.人件費 をそのまま記載した。

2 - 4 - 1 a議員

[監査の対象とした請求人の主張]

A - 1、E - 1、F、G - 1、H - 1

[判 断]

2 - 3項目別判断で述べたところであり、指摘は当たらない。

2 - 4 - 2 b議員

[監査の対象とした請求人の主張]

A - 1、E、G - 1・2、H、I - 1

[判 断]

2 - 3項目別判断で述べたところであり、指摘は当たらない。

(補 足)

G - 1については、50%按分されており、按分されていないとの指摘は請求人の誤認である。

2 - 4 - 3 c議員

[監査の対象とした請求人の主張]

A、G、I

[判 断]

2 - 3項目別判断で述べたところであり、指摘は当たらない。

2 - 4 - 4 d議員

[監査の対象とした請求人の主張]

A - 1、B、E、F、G - 1、H

[判 断]

2 - 3項目別判断で述べたところであり、指摘は当たらない。

2 - 4 - 5 e会派

[監査の対象とした請求人の主張]

G、H - 1・2、I

[判 断]

2 - 3項目別判断で述べたところであり、指摘は当たらない。

2 - 4 - 6 j会派

[監査の対象とした請求人の主張]

A、F、G - 1・2、I

[判 断]

Fについては、2 - 3 - 4広報費で述べたところであるが、「都革新レポート」は政治団体の機関紙であり、「反原発 1000万署名ニュース号外」は労働組合役員としてのチラシであることから、当該会派の区政報告と見ることはでき

ず、当該印刷費計 88,800 円を不適切な支出と認定する。

その他の請求人の主張については、2 - 3 項目別判断にて述べたところであり、指摘は当たらない。

2 - 4 - 7 k会派

[監査の対象とした請求人の主張]

F

[判 断]

2 - 3 項目別判断で述べたところであり、指摘は当たらない。

別紙 1

(平成24年5月23日 杉監査第2405号収受)

2012年5月23日

杉並区監査委員(宛)

杉並区議会の会派および議員に対する平成23年度4月の政務調査費に関する措置請求書

地方自治法第二百四十二条第一項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

1. 請求の趣旨および内容
別紙の通り

2. 請求人

甲

1. 請求の趣旨

政務調査費（政調費と略す）に対する基本的考え・立脚点を以下に述べた。

政調費とは、何か、どのような目的のために、会派・区議会議員に交付されているのだろうか？

「政務調査費の交付に関する条例」第1条は、会派・議員の「調査研究に資するため必要な経費の一部として」交付するとし、9条に、「区政に関する調査研究に資するため必要な経費以外のものに充ててはならない」と明示されている。更に、条例施行規則及び議長訓令により、政調費は、区の事務及び地方行財政に関する調査研究並びに調査委託・分析に要する経費であり、その調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費、調査研究に基づく政策立案のための会議や区民からの区政又は会派の政策等に対する要望、意見を聴取する為の会議の開催に要する経費等への支出と規定されている。このことから、請求人は、政調費は、会派・議員の多岐に亘る活動の中で、選挙活動、政党としての活動や後援会活動とは一線を画した「区政の活性化に寄与する活動」に限定されて支出されるものと解する。更に、「区政と繋がった活動」との形をとりながら、議員の所属する会派・党派や出身・支援団体・企業の利益を誘導する活動は、当然のことながら、政調費に計上することが出来ないと解する。

それでは、そのお金は、どこから捻出されて、議員全員に交付され、どのような性格をもつものなのだろうか？

当該条例の第6, 7, 8条に、「議長から、会派・議員の状況について通知を受けた区長が、政調費交付の決定を行い、会派・議員の政調費請求に基づいて、区長が交付する」とされ、更に、第12条に、「その年度内に交付を受けた政務調査費から、支出総額を控除して残余がある場合、返還を命じることができる」と規定されている。このことから、請求人は、政調費は、会派・議員の「公金からの一時預り金」と解する。

では、このように、私たち区民が納めた税金・公金から交付された政調費の使い道について、会派・議員には、どのような責任があるのだろうか？

政調費は、請求人を含めた区民の納める税金・公金であるとの性格から、交付を受けた会派・議員には、その用途について、何に支出されたかの具体的な情報の開示を行い、その支出の目的とする政務調査活動が、区政とどのようなつながりがあるかを、又、選挙活動や所属する会派・党派の活動とは異なるものであることを、明確に説明する義務・責任が生じると解する。加えて、その政調費を計上した政務調査活動の進展状況及び結果を、継続的に、区民に開示し、報告する義務・責任が生じると解する。

2. 検証の基準

請求の趣旨で、請求人の政調費の基本的捉え方を述べたが、それに沿った以下の諸点を、政務調査活動に該当するかどうかの具体的な検証の基点とした。

第1点：政党・後援会・選挙活動等への利益誘導の要素を有しない

公金が交付される政調費は、区政の活性化に結び付く政務調査活動に資するものであり、政調費条例等で禁止されている会派・議員の政党活動、後援会活動、選挙活動と一線を画しているかどうかの検証を出発点とした。それらの政治的活動と政務調査活動の間には、いわゆる灰色の境界領域があるとされるが、政調費が計上された活動が、直接であれ、間接であれ、更には、将来的であるにしても、如何に、一般区民の生活に結び付いた区政の進展を目指しているかが、検証の判断基準である。請求人が行った過去5年の政調費の検証結果に拠れば、政調費のほぼ半分が、広報活動の経費として計上されているが、それは、区政報告、ホームページ等に拠る広報に加え、例えば、駅前等の街頭での宣伝活動を区政報告の政務調査活動とし、その実施日時を知らせるポスターの作成費やメガホンなどの購入費等が政調費に計上されてきた。この様な街宣活動は、会派・議員の宣伝活動そのものであり、公金が交付される政務調査活動とは、明確な一線

を画すべきとした。更に、検証対象とした平成23年度4月分は、議員の任期の最終月になり、再選に向けた会派・議員の広報活動が活発に実施されており、その様な選挙活動と本来の政務調査活動との混同の有無について、慎重に検証した。「区政と繋がった活動」との形をとりながら、議員自身及び議員の所属する会派・党派や出身・支援団体・企業の利益を誘導することは、意図的であろうと結果としてであったとしても、その様な活動の経費は、当然のことながら、政調費に計上することが出来ないとした。一方、政務調査活動の一環として実施される視察等の関係先に対して、通常の世界生活において儀礼的な慣例とされる金銭・物品の供与などがなされた場合は、それらの経費は、議員の私的負担で賄うべきであり、公費である政調費に計上することは、一般常識上も、認められないとした。会派・議員の政党、後援会活動、選挙活動の一環とみなしうる活動を、“按分の魔術”で、政調費に計上されている支出に対しては、納税者・一般区民の視点から、その合理性・妥当性を検証した。

第2点：主体性のある活動である

政務調査活動の範囲としては、区民の意見の集約、現地調査、講演会、新聞・雑誌・書籍の購読等の情報収集活動、それらの調査研究に基づく区政立案・討議のための会議、区民からの要望・意見の再々聴取、関連資料の作成、更に、立案された政策の委員会・議会等における審議、具体的な実践計画・行動内容等を、区政報告を始めとした広報手段により、広く区民に伝える広報活動など多岐に亘っている。それらの活動において、会派・議員が、その活動の目的・意義を明確に、一般区民に伝え、主体的に実行されるべきであると解している。例えば、単に、一般区民と共に、当該活動に参加するにとどまらず、それらを、主体的に、区政の活性化に結び付け、何かを生み出す方向性を有する活動に導くべきであると解する。

第3点：公私混同のない活動である

議員の活動ために、自宅及び議員本人や親族経営の店舗・会社等の一部を活動の事務所として使用している等、議員の実生活と結び付いた形で議員活動が営まれている場合があり、それらの場合は、当該議員の政務調査活動との明確な線引きがなされるべきと解している。議員の実生活は、議員としての活動と直接関係なく継続するものであり、議員の実生活に必要なもの等の一部を、公金である政調費に計上して、支出・購入がなされる必要が生じる場合は、その按分割合は、必要最小限に限定されるべきである。例えば、自宅を事務所として使用している場合の電話、水光熱費等の基本料金は、それらの使用量の大小で変動しうるとしても、原則、議員の活動の有無とは無関係に、支払が生じるものである。又、事務所として使用されている自宅の部屋の家具等の備品の購入を、政調費に計上して支出する必要が生じた場合も、その備品の耐用年数と議員の任期との関係を考慮して判断すべきと解している。又、議員の所属する会派等の事務所を利用し、加え、その事務所で、雇用されている従業員が、当該議員の事務を担っている場合があるが、それらの場合は、当該議員の政務調査活動との明確な線引きがなされるべきと解している。

第4点：コスト低減に徹した活動である

政調費が公金として交付されることから、その支出は、一般区民生活における市民感覚と同様に、あるいは、それ以上に強いコスト意識の下に行われるべきと解する。例えば、政務調査活動の視察先は、十分な予備調査・情報活動により選定されるべきであり、その目的地への公共交通手段の選択、タクシーの利用の有無、自己保有の車両の利用によるガソリン代・駐車場代等の政調費への計上は、公金の使用であるとの“緊張感”と、明確な情報開示の下に、なされるべきである。又、新聞購読、書籍等の資料購入、区政報告の作成、広報のためのホームページの作成・運営、パソコン、プリンターそれらの関連製品、各種備品、事務用品の購入・リース等について、一般常識に沿ったコスト低減意識の下に行われるべきである。

第5点：情報の開示と説明責任、公金支出としての透明性が確保されていること

政調費収支報告書は、十分な情報の開示と説明責任を基にした透明性を有するものであるべきと解している。過去の監査請求の監査結果書においては、請求人の要請した監査に対して、その

多くを「会派・議員の自律性の尊重」によるとして判断を避けてきた。このために、政調費が「会派・議員の聖域」となり、一般区民の感覚・常識が入れない状態にされてきた。会派・議員が政調費とし計上する政務調査活動については、それが公金によるものである限り、一般区民・納税者に対して、その情報を開示し、説明する責任があると解する。従って、この情報開示、説明責任が、どのような形で、どのような範囲でなされているかを精査することとした。

以上の点から、政調費の使途に、疑義があり、あるいは、不十分と判断した時は、その旨を記載し、原則として、計上された政調費の全額返還を求めた。

3. 措置請求

本件により、杉並区の被った損害額に関し、平成23年度4月の政務調査費の交付を受けた会派及び議員に対して、速やかに返還を求めるよう杉並区長に勧告することを求める。要返還額の合計は、967,892円である。

平成23年度4月の政務調査費収支報告書の監査を請求した会派・議員について、その請求の原因を、下記の順に記述した(所属会派名は、平成23年3月31日現在とした)。

a 議員 (h 会派)、 i 会派 (b 議員、 c 議員、 d 議員)、 e 会派 ([e - 1] 議員、 [e - 2] 議員)、 j 会派 (f 議員)、 k 会派 (g 議員)

なお、請求の原因を、政務調査費収支報告書の支出科目毎に、アルファベット順に記したが、原則として、下記の表記を用いた。

A . 調査研究費、 B . 研修費、 C . 会議費、 D . 資料作成費、 E . 資料購入費、
F . 広報費、 G . 事務費、 H . 事務所費、 I . 人件費

< 請求の原因 事実証明書 >

1. a議員(h会派)

政調費交付額	160,000円(戻入なし)
要返還額	160,000円

請求人は、提出された出納簿及び領収書等を基に、政調費の検証を行い、その用途に関する情報が不明・不十分であるか、あるいは、疑義があると判断した時は、その旨を記載し、情報の開示・説明を要請した。それに対する回答に、合理性・妥当性がない場合は、原則として、その用途に計上された政調費の全額の返還を求めた。

A. 調査研究費

ガソリン代(按分比50%) 5,979円

- 1) 請求人は、平成21、22年度政調費の監査請求において、「一般常識の観点からは、自動車の利用は、公共の交通機関等の利用が難しく、自動車利用の合理性・妥当性のある理由がある場合にのみ、政調費として計上することが認められるべきである。更に、自動車を利用する場合は、使用する自動車の種類・所有者等を明示し、目的地との間の走行距離を記録し、当該自動車の推定燃費から算出したガソリン料を計上する方法を採用することが、一般常識上からも、その用途をより明確にでき、公金である政調費支出の趣旨に合致しているといえる。一般の公共の交通手段の利用には、交通費記録簿の提出が要請されていると同様、自動車の利用についても、駐車場代、走行距離等の記録簿を提出すべしと主張した。

従って、請求人は、平成23年度の政調費監査請求も同様に、自動車の利用実態の開示を求める。それに合理性・妥当性のある根拠がない場合は、ガソリン代の全額5,979円の返還を求める。

なお、平成23年4月17日に、区議会選挙が告示され、同月24日に選挙の投票が行われ、a議員は、その選挙に立候補している。その選挙期間中の4月21日に、23.24リットルの給油がなされ、その経費の50% 1,720円が政調費に計上されている。その前後の4月15日には2回、27日に1回給油しているが、どの場合も、按分比50%で政調費に計上されている。請求人は、選挙期間中に、政務調査活動が出来なくなるかどうかの観点でなく、又、議員の自律的判断に係る領域に立ち入る意図からではなく、議員の多岐に亘る活動の中で、政務調査活動のより明確な位置づけを求める観点から、自動車の利用実態の開示を要請していることを追記する。

E. 資料購入費

新聞購読：朝日 3,925円、東京 3,250円

- 1) 朝日新聞と東京新聞を定期的に購読し、政調費に、その経費が計上されている。

少なくとも1紙の新聞購読は、通常的生活を維持する上で、一般的なことであり、政調費として支出することは認められない。請求人の主張は、議員の実生活と、議員としての活動との間に明確な区分けを設けるべきであるとの考えに基づく。例えば、多くの議員の実生活は、議員の立場を獲得したと否にかかわらず、家族も含め当該新聞を読む等の実生活の基本に変化があることは少ないと推測されるが、当選した日から、当該新聞が、按分であれ何であれ、その購読費を公金で賄うことが認められるべきなのだろうか。請求人は、当該新聞の購読が、政務調査活動に資するであろうことを否定しているのではなく、通常的生活感覚から、政調費に計上した新聞が、政務調査活動を含め議員の政治活動に資するものであることを、必要であればその按分比を、明示すること求めるものである。

従って、請求人は、政務調査活動における朝日新聞及び東京新聞購読に、合理性・妥当性のある説明を求めるが、それが無い場合は、そのいずれかの購読料の返還を求める。通常生活における購読紙が、朝日新聞である場合は、その返還請求額は、3,925円である。

F. 広報費

区政報告（号外）増刷（按分なし） 157,500円

区政報告号外(平成23年3月20日発行)は、片面に、3.11震災の被災者へのお見舞いで始まり、本会議で可決された区の平成23年度予算概要が述べられ、囲い記事で「小・中学校入学・卒業おめでとうございます」の表題で新入生・卒業生数一覧が記載され、一方、他の片面に、「新しい明日の杉並を築く」と題(副題-健康と医療・介護の緊急推進プラン)して、種々の施策のリストが掲載された構成となっている。請求人は、この号外が、a議員が、一年間進めてきた政務調査研究活動のまとめであるかどうかの議論に立ち入るのではなく、又、政務調査活動の内容そのものは、a議員の自律・自立的判断に依拠していると、解しているが、按分なしに、全額を政調費に計上することに、疑念を持たざるを得ない。それに加え、前年度の3月末に、100万円を超える公金を投入して「号外」の形で区政報告を作成し、区民に配布を行っているが、更に、区議会議員選挙が行われる4月に、当該号外を増刷し、その経費を政調費に計上することについて、a議員の意図・目的に疑問が生じる。従って、a議員に、当該号外を按分なしで政調費に計上した明確な根拠の説明とそれに関連した情報開示を求める。それらの内容に合理性・妥当性が認められない場合は、計上全額157,500円の返還を求める。

G. 事務費

携帯電話（按分比50%）6,529円

文具（ボールペン、ノート）（按分なし）749円

1) 携帯電話について

請求人は、携帯電話の使用そのものが、議員の政調活動以外の政治活動や議員の私生活をより多く支えるものであり、そう解することが、一般常識上も合理性・妥当性を持つ。このことから、請求人は、議長訓令の使途基準細目に規定される「上限の按分比」を、そのまま適用すべきでないとして解していることを、まず、指摘したい。

請求明細書の添付がなく、詳細は不明であるが、金券と同様の働きを持つポイントの付与がなされることが一般的であり、もし、ポイントが付与されている場合は、その付与されたポイント相当額を差し引いて支出計上すべきであると解する。従って、a議員に、関連する情報の説明を求めるが、その情報開示がなされない場合は、計上額6,529円の返還を求める。

H. 事務所費

水光熱費（按分比45% × 50% = 22.5%）

ガス代 2,301円、電気 3,998円、水道 2,667円

1) 請求人は、政務調査活動のために、自宅の水光熱を使用した場合は、基本料金・最低料金を含まない、その使用量に応じた使用料のみを、使用実態に合った按分比で、政調費に計上すべきであると解しており、按分比の根拠の説明を要請する。その内容に合理性、妥当性がない場合は、計上された水光熱費8,966円の返還を求める。

2. b議員（i会派）

政調費交付額 160,000円（戻入額34,077）

要返還額 115,724円

請求人は、提出された出納簿及び領収書等を基に、政調費の検証を行い、その使途に関する情報が不明・不十分であるか、あるいは、疑義があると判断した時は、その旨を記載し、情報の開示・説明を要請した。それに対する回答に、合理性・妥当性がない場合は、原則として、その使途に計上された政調費の全額の返還を求めた。

A. 調査研究費

タクシー代 18,620円

都庁（新宿 - 初台 - 高井戸 3,040円、神田 - 新宿 - 高井戸 7,000円）10,040円
区役所 6回（高井戸 - 阿佐ヶ谷、荻窪 - 高井戸、荻窪 - 阿佐ヶ谷、高井戸 - 阿佐ヶ谷、
荻窪 - 高井戸、高井戸 - 阿佐ヶ谷）8,580円

1) タクシー代について

区議会議長・事務局が、会派、議員に配布する「政調費の支出に関する事務処理について」の冊子に、留意事項として「公共交通機関の利用が原則」と書いてあるにもかかわらずタクシーの利用が多い。タクシー利用回数10回のうち6回は出張先が区役所となっている。

タクシーを利用せざるを得なかった理由について、説明を求めるが、それに合理性・妥当性がない場合は、計上額18,620円の返還を求める。

E. 資料購入費

朝日新聞 4月 3,925円、毎日新聞 3月 4月 7,220円、
平成22年厚生労働白書 2,979円

少なくとも1紙の新聞購読は、通常の生活を維持する上で、一般的なことであり、政調費として支出することは認められない。請求人の主張は、議員の実生活と、議員としての活動との間に明確な区分けを設けるべきであるとの考えに基づく。例えば、議員の多くにとって、議員の立場を獲得したと否とにかかわらず、家族も含め当該新聞を読む等の実生活の基本に変化があることは少ないと推測されるが、当選した日から、当該新聞が、按分であれ何であれ、その購読費を公金で賄うことが認められるべきなのだろうか。請求人は、当該新聞の購読が、政務調査活動に資するであろうことを否定しているのではなく、通常の生活感覚から、政調費に計上した新聞等が、政務調査活動を含め議員の政治活動に資するものであることについて、説明を求めるが、それに、合理性・妥当性がない場合は、朝日新聞あるいは毎日新聞のどちらかの購読料の返還を求める。それに、朝日新聞が該当するとした場合は、要返還額は、3,925円である。

G. 事務費

固定電話料 4月分(按分なし)	1,349円
葉書 650枚 区政報告	25,750円

1) 固定電話について

請求人は、b議員が賃借した事務所の固定電話の経費を、政調費に計上したと解したが、それが、按分なしで計上されている。多年にわたり議員の活動を行うと共に、議長を含め議会の運営に携わった経験を持つb議員も、十分理解している様に、議員の活動は、政党・後援会活動を含め多岐にわたる政治活動であり、政務調査活動は、その一部にすぎない。従って、請求人は、b議員に、固定電話の経費を按分なしとした明確な根拠の説明を求めるが、その内容に合理性・妥当性がない場合は、計上額1,349円の返還を求める。

2) 区政報告用葉書の購入について

当該葉書きの購入に関して、杉並郵便局の領収書(整理番号No.3,4)が添付されている。No.4の領収書は、新しい葉書500枚の購入領収書であるが、No.3の領収書は、150枚の葉書きを新しい通常葉書・インクジェットに交換したことによる交換手数料750円についてである。ただし、古い葉書の入手経路等については、明示されていない。

一方、平成23年4月24日に、区議会選挙が行われたが、b議員は立候補せず、議員任期を終了している。上述の葉書き650枚は、区政報告の案内状として用いられ、その葉書の内容が資料として添付されている。それには、事務連絡と題され、最初に、2月の予算議会で予算特別委員長を務めたことが記され、続いて、4月9日午後7時半より、 園で、区政報告会が開催される旨が述べられている。議員任期を1か月以内に、終える時期において開く区政報告会が、政調費が交付される政務調査活動の中で、どの様な位置づけをもつ報告会であるか、及び、新しい葉書の交換に用いた古い葉書についての情報開示、説明を求める。そのような開示・説明がなされない

場合は、葉書購入経費25,750円の返還を求める。

H. 事務所費 4月分として、収支報告書には、按分比20%と記載され、21,000円が計上されている(ただし、添付された賃貸契約書には、家賃月額が、210,000円とされている)。

高井戸東 - - の住所にある建屋を、事務所として賃借し、その質料が、政調費に計上されている。一方、事務所補助職員の勤務地が、当該事務所に加え、区議自身の経営する 園(高井戸東 - - 、議会事務局発行の「ぎかいのしおり」の議員紹介欄の住所と同一である)と二つが記載されているが、事務所としての使用実態の情報開示がなく明確でない。事務所については賃貸契約書を提出するだけでなく、使用実態を明確に説明する書類を提出すべきである。使用実態が不明なので21,000円の返還を求める。

I. 人件費

補助職員賃金 4月部分 45,080円

1)〔b-1〕氏に支払われた45,080円について、上述のように、勤務地が、賃借している事務所とb区議の経営する 園と両方になっている。4月の就労時間明細と共に、勤務報告書(勤務内容の欄は、空欄のままである)が、資料として添付されているが、当該職員が、二か所の事務所で、どの様に、勤務しているかが不明である。請求人は、政務調査費は税金支出であり、議員個人の私的な活動との公私混同を明確な形で避ける手立てがなされるべきであると解し、b議員に、勤務実態の情報開示を求めるが、その内容に合理性・妥当性がない場合は、計上額45,080円の返還を求める。

3. c議員(i会派)

政調費交付額 160,000円(戻入額 85,010円)
返還要求額 73,520円

請求人は、提出された出納簿及び領収書等を基に、政調費の検証を行い、その用途に関する情報が不明・不十分であるか、あるいは、疑義があると判断した時は、その旨を記載し、情報の開示・説明を要請した。それに対する回答に、合理性・妥当性がない場合は、原則として、その用途に計上された政調費の全額の返還を求めた。

A. 調査研究費

タクシー使用料金 14,540円

タクシー利用回数は13回あり、目的はすべて区民意見聴取である。c議員はすでに前年度末に引退挨拶文を広報費で計上しているにも関わらず、議員としての任期最終日の4月30日までタクシーに乗って区民意見聴取に関わっていたとは大変なことであったと思う。

政務調査交通費記録簿によれば、出張先が「個人宅」のタクシー利用が11回、出張先が「駅前で人に会う」のタクシー利用(4/17、4/28)が2回である。以下にタクシー利用を政務調査交通費記録簿に従って書いてみる(原文のママ)。

4/9、中野 高円寺(710円) 4/13、サギノミヤ 下井草(710円) 4/17、中村橋 サギノミヤ 駅(710円) 4/21、下井草 本天沼(710円) 富士見台 上荻(3,050円) 天沼 上荻(710円) 4/24、丸ノ内線新高円寺 梅里(710円) 4/28、天沼 上荻(1,010円) 上荻 天沼(980円) 渋谷区エビス(個人宅) エビス駅(1,100円) 4/29、吉祥寺 西荻北(2,240円) 4/30、中村橋 下井草(710円) 以上

交通費の請求はすべてタクシー代である。この区間は公共交通機関が発達している上、目的が「駅前の人に会う」とすれば、わざわざタクシー利用の理由が一般区民の目からすればわからない。c議員はタクシーを利用しなければ移動ができない理由でもあるのだろうか。c議員は3期12年間区議を勤め、初期の頃は自転車駐輪場代をよく計上していた。又、区議会議長・事務局が、

会派・議員に配布する「政調費の支出に関する事務処理について」の冊子に、留意事項として「公共交通機関の利用が原則」と書いてあり、交通費全額がタクシー代ということは認められない。

タクシーを利用せざるを得なかった理由について、説明を求めるが、それに合理性・妥当性がない場合は、計上額14,540円の返還を求める。

C. 会議費

茶菓代 490円

E. 資料購入費

新聞・雑誌購入費 980円

・新聞ゲンダイ130円 ・A E R A 400円 ・ニューズウィーク450円

G. 事務費

携帯電話3月分(按分比50%) 8,980円

請求人は、携帯電話の使用そのものが、議員の政調活動以外の政治活動や議員の私生活をより多く支えるものであり、そう解することが、一般常識上も合理性・妥当性を持つ。このことから、請求人は、議長訓令の用途基準細目に規定される「上限の按分比」を、そのまま適用すべきでないとして解していることを、まず、指摘したい。

請求明細書の添付がなく、詳細は不明であるが、金券と同様の働きを持つポイントの付与がなされることが一般的であり、もし、ポイントが付与されている場合は、その付与されたポイント相当額を差し引いて支出計上すべきであると解する。従って、c議員に、関連する情報の説明を求めるが、その情報開示がなされない場合は、計上額8,980円の返還を求める。

I. 人件費 50,000円

[c-1]氏を時給1,300円で雇用している。他の議員に比べ、高額なのは特技など特別の理由があるのだろうか。勤務内容は「年金・交通など各資料まとめ」に31時間、「発送資料まとめ」に14時間、計45時間58,500円払っているが、政調費では上限の50,000円を計上している。31時間も使ってまとめられた「年金・交通など各資料」は議員最後の任期のなかでどのように生かされたのだろうか。14時間使って「発送資料」をまとめたところがあるが、現物資料の提出がなく、資料にかかった費用も計上されていないので勤務内容の検証ができない。勤務内容の実態について明確な説明を求める。それに合理性・妥当性がない場合は、計上額50,000円の返還を求める。

4. d議員(i会派)

交付額 160,000円(戻入なし)

返還要求額 160,000円

請求人は、提出された出納簿及び領収書等を基に、政調費の検証を行い、その用途に関する情報が不明・不十分であるか、あるいは、疑義があると判断した時は、その旨を記載し、情報の開示・説明を要請した。それに対する回答に、合理性・妥当性がない場合は、原則として、その用途に計上された政調費の全額の返還を求めた。

A. 調査研究費

自動車使用

ガソリン代(按分比50%) 5,941円、駐車場代 800円、

タクシー1,600円

1) 自動車の利用について

請求人は、平成21、22年度政調費の監査請求において、「一般常識の観点からは、自動車の利用は、公共の交通機関等の利用が難しく、自動車利用の合理性・妥当性のある理由がある場合にのみ、政調費として計上することが認められるべきである。更に、自動車を利用する場合は、使

用する自動車の種類・所有者等を明示し、目的地との間の走行距離を記録し、当該自動車の推定燃費から算出したガソリン料を計上する方法を採用することが、一般常識上からも、その用途をより明確にでき、公金である政調費支出の趣旨に合致しているといえる」と主張した。

請求人は、自動車を政調活動に用いざるを得ない場合は、単に議長訓令の用途基準の上限の按分比で、使用したガソリン代等を政調費に計上すべきでなく、一般の公共の交通手段の利用には、交通費記録簿の提出が義務付けられていると同様、自動車の利用についても、駐車場代、走行距離等の記録簿を提出すべであり、と解する。この様な走行距離の記録による経費請求は、一般の企業で自家用車を出張に使用した場合に行われていることを申し述べておく。従って、請求人は、平成21、22年度の政調費監査請求と同様に、自動車の利用実態の開示を求める。それに合理性・妥当性のある根拠がない場合は、ガソリン代の 5,941円、及び駐車場代 800円の返還を求める。

B. 研修費

勉強会講師料 20,000円

添付された領収証は、平成23年4月4日付で、「〔d-1〕」名（肩書きは、黒テープでシールされている）で発行され、d議員宛てになっており、「3月3日の勉強会の分、講師料3月分として」の記載がある。しかし、研修内容の明示がなく、政務調査活動としての位置づけが不明であり、d議員に、当該研修について、情報開示を求めるが、それに、合理性・妥当性がない場合は、計上額20,000円の返還を求める。又、3月3日に開催された研修に対する領収書の日付が、一ヵ月以上過ぎた4月4日になっているが、何故、年度を越えて、講師料が支払われたのか、あるいは、他の事情で、領収書の発行が遅れたのかについて、明確な説明を求める。

請求人は、政調費条例に規定された内容から、政調費への経費計上は、発生主義をとるべきと解するが、たとえ、d議員が主張する様に、現金主義をとるとしても、研修の実施日とその経費の領収書発効日との間に、一般常識を超える間隔がある事に、公金の会計処理の杜撰さを感じざるを得ないことを付記する。

C. 会議費

区民意見聴取喫茶 450円

D. 資料作成費

コピー代 200円

E. 資料購入費

書籍 阪神ファンの底力 420円

どのような書籍を購入するかは、d議員の自律的判断に基づくべきと解するが、一般区民感覚から、「阪神ファンの底力」が、区政施策の調査活動に、どの様に結びつくかについて疑問を抱かざるを得ない。従って、d議員の説明を求めるが、その内容に合理性・妥当性がない場合は、購入費420円の返還を求める。

F. 広報費として、124,960円を計上

レポート印刷費（按分なし）	60,065円
区内特別便（按分なし）	37,895円
レポート配布（按分なし）	27,000円（人件費として計上）

レポート平成23年3月19日号を、4月（印刷費の領収書の日付は、4月10日）に印刷し、4月11、12、13日に、区内特別郵便で、合計583通を発送している。

更に、同レポート9,000枚をポスティングしているが、そのポスティング費用受け取り（人件費として計上）の領収書の日付が、4月14日になっていることから、上述の区内特別郵便と、ほぼ同じ時期に、ポスティングが行われたと推測した。一方、当該レポート（A3サイズ）は、その半分が、「東日本大震災 義援金 街頭活動を開始！」と題され、義援金活動及び救援物資部隊の

出発式におけるd議員の姿が映された写真を中心に編集されたものである。他の半分は、平成22年度にd議員が行った議会活動を中心にした区政の内容を報告する内容になっている。

なお、レポートの印刷、郵送、ポスティングの行われた4月17日に、区議会選挙が告示され、同月24日に選挙の投票が行われ、d議員は、その選挙に立候補している。

請求人は、このような状況の中で、印刷・郵送されたレポートの経費を、按分なしで政調費に計上した明確な根拠の説明を求める。その内容に合理性・妥当性がない場合は、計上額 124,960円 の返還を求める。ただし、請求人は、d議員の自律性ある判断で行われるべき選挙活動の内容に立ち入る意図で、按分比の根拠の情報開示を求めているのではないことを付記する。

G. 事務費

事務用品（両面テープ、ボールペン、ファイル、ホッチキスの針） 1,155円

ハンコ制作（按分比50%） 1,900円

メール便、切手 1,040円

1) ハンコ制作費として、按分比50%で、1,900円を、公金である政調費に計上している。

ハンコは、一般区民の生活において、必須のものであり、それは、単なる認印から、印鑑証明書で公認された印鑑まで、目的によって使い分けがされるが、d議員が、3,800円の印鑑の購入において、何故、その費用の50%を、政調費に計上することとしたかについて、その判断の明確な根拠の説明を求める。それに、合理性・妥当性がない場合は、計上が1,900円の返還を求める。

H. 事務所費

事務所費（按分比1/18と推測） 10,000円

請求人は、議員の実生活は、議員としての活動と直接関係なく継続するものであり、特に、自宅を事務所として使用している場合の賃借料は、原則、議員の活動の有無とは無関係に、支払が生じるものであると解する。従って、議員の実生活に必要なもの等の一部を、公金である政調費に計上して、支出・購入がなされる必要が生じた場合は、その按分割合は、必要最小限に限定されるべきである。更に、d議員が行う多岐にわたる活動の中で、政務調査活動の明確な位置づけがなされた按分であるべきである。この請求人の立場は、自宅を事務所として利用・活用を否定しているのではなく、明確な情報開示、説明責任を果たすことを求めているものであり、従って、d議員に対して、自宅事務所の利用実態の情報開示と共に、政調費への計上の按分比の根拠の明確な説明を要請する。その内容に合理性・妥当性がない場合は、自宅事務所の賃借料10,000円の返還を求める。

I. 人件費

レポート配布 27,000円

広報費の項で、併せて、検証した。

5. e会派

政調費交付額 320,000円（戻入額111,300円）

返還要求額 153,175円

請求人は、提出された出納簿及び領収書等を基に、政調費の検証を行い、その用途に関する情報が不明・不十分であるか、あるいは、疑義があると判断した時は、その旨を記載し、情報の開示・説明を要請した。それに対する回答に、合理性・妥当性がない場合は、原則として、その用途に計上された政調費の全額の返還を求めた。

E. 資料購入費

書籍購入費合計 2,400円

よくわかる女性と福祉

G. 事務費

送料/ヤマト運輸（按分比50%） 740円

添付された領収書の備考欄に、区議会報告をするための遊説で使用する拡声器を修理するための送料と記載され、按分比50%で計上されている。

広報活動の多くは、その性質上、会派・議員の「宣伝」的要素を含み、特に、不特定多数を相手とする駅頭・街頭での広報活動を政務調査活動として位置づけることには、多くの疑義が生ずるとすべきである。当該会派は、街頭での広報活動に用いる拡声器に関する経費を政調費に計上しているが、請求人は、その按分比の明確な根拠の提示を要請する。その内容に合理性・妥当性がない場合は、計上額740円の返還を求める。

H. 事務所費

事務所家賃 5月分（按分比50%） 93,450円

電話 3月分（按分比50%） 2,295円

ガス 4月分（按分比50%） 362円、電気×2 4月分（按分比50%） 6,328円

1) 事務所家賃の経費計上について

事務所の賃貸借契約書によると、第5条に、乙（賃借人）は、賃借物を政治団体「〔e-3〕」の事務所としてのみ通常の用法により使用し、他の目的に使用してはならない、と規定されている。〔e-3〕のホームページには、「〔e-3〕は、人権・環境問題に取り組む地域の政治団体です」と記され、東京都内の34の自治体に展開する「〔e-4〕」の一部を形成する政治ネットワークであることが明示されている。又、その活動の範囲について、それぞれの地域の課題に取り組むと同時に、区や市を超えた「東京の問題」には全体で取り組んでいます、と述べられている。一方、政調費条例は、議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、議会における会派に、所属議員の数に比例して交付するとし、平成23年度4月分の政調費は、所属する議員2名分が、e会派に交付されている。e会派と〔e-3〕との法的関係は不明であるが、請求人は、前者は、後者の一つの組織と解した。

一般的に、政治団体は、多岐にわたる活動を行っており、それには、団体の基盤となる支持者・後援者の確保・拡大の活動、議員の数を増やし、議会における発言権の強化を図るための選挙の基盤づくりの活動等に加え、地域を超えた国内外の社会・政治課題へ向けた、より政治的・政党的な活動が含まれるとされる。

請求人は、〔e-3〕とその一部と推定されるe会派も、政治団体として、同様の活動をおこなっていると解する。

〔e-3〕が拠点を置く事務所の賃料の50%を、e会派に交付される政調費から支払われているが、この50%の負担・按分の根拠について、明示されていない。上述した様に、政治団体としての活動は、多岐に亘っており、その中で、2名の議員の政務調査活動がどのような位置づけにあり按分比を50%とした明確な説明を求める。その内容に、合理性・妥当性がない場合は、計上された事務所経費93,450円の返還を求める。なお、請求人は、会派の自律性に基づく政治団体としての活動や事務所運営の内容に立ち入る意図で、情報開示を求めているのではないことを付記する。

2) 電話、ガス、電気の経費計上について

事務所の電話、ガス、電気代が、按分比50%で、政調費に計上されている。

〔e-3〕が、政治団体として、賃借している事務所は、所属議員の有無とは直接関係なく、電話、ガス、電気の経費の基本・最低料金の支払いは継続する、と解される。従って、使用料に応じた料金を、活動内容に応じて按分すべきであり、関連する情報の開示を求めるが、それに合理

性・妥当性がない場合は、計上額 8,985円の返還を求める。又、電気代として、従量電灯Bと低圧電力の二つの契約に基づく使用料を計上しているが、各々の契約による電気の使用実態の情報開示を求める。

I . 人件費として、合計103,125円を計上

職員給与（按分比50%）	50,000円（勤務報告書の開示なし）
補助職員 2名を雇用（按分なし）	53,125円

前年度政調費収支報告書に添付された雇用契約書によると、当該事務員を、e会派が雇用し、その勤務場所を、〔e - 3〕事務所とし、勤務時間9:30～17:30、週5日間の勤務に対して、月額100,000円が支払われている。添付された4月分の給与の受取領収書の備考欄に、区民の生活相談や区政に対しての意見の聞き取りに対応、また議会報告の作成が主な業務内容であると記されている。更に、所属議員の議会活動等の補助職員として2名を雇用し、時給850円の給与が支払われている。

請求人は、上述の事務所費の経費計上と同様に、事務職員の按分比を50%とした根拠の明確な説明を求める。その内容に、合理性・妥当性がない場合は、計上された事務職員給与50,000円の返還を求める。なお、請求人は、会派の自律性に基づく判断内容に立ち入る意図で、情報開示を求めているのではないことを付記する。

6 . f 議員（j 会派）

政調費交付額	160,000円（戻入なし）
返還要求額	145,473円

請求人は、提出された出納簿及び領収書等を基に、政調費の検証を行い、その用途に関する情報が不明・不十分であるか、あるいは、疑義があると判断した時は、その旨を記載し、情報の開示・説明を要請した。それに対する回答に、合理性・妥当性がない場合は、原則として、その用途に計上された政調費の全額の返還を求めた。

A . 調査研究費 1,321円

ガソリン代 1/2の按分で1,321円

請求人はf議員がバイクを使用し、交通費の節約に努めていることは理解しているが、単に議長訓令の用途基準の上限の按分比で、使用したガソリン代等を政調費に計上すべきだろうか。一般の公共交通手段の利用には、交通費記録簿の提出が義務付けられていると同様、バイクの使用についても、駐車場代、走行距離等の記録簿を提出すべきであると解する。ガソリン購入の領収書のみで政調費としての支出とは断定できない。ガソリンの利用実態の開示を求める。それに合理性・妥当性のある根拠がない場合は、ガソリン代の1,321円の返還を求める。

なお、平成23年4月17日に、区議会選挙が告示され、同月24日に選挙の投票が行われ、f議員は、その選挙に立候補している。その選挙期間中の4月18日、21日に、各々3.63、3.60リットルの給油がなされ、その経費の50%が政調費に計上されている。請求人は、選挙期間中に、政務調査活動が出来なくなるかどうかの観点でなく、又、議員の自律的判断に係る領域に立ち入る意図からではなく、議員の多岐に亘る活動の中で、政務調査活動のより明確な位置づけを求める観点から、自動車の利用実態の開示を要請していることを追記する。

E . 資料購入費（書籍購入） 16,420円

・現代用語の基礎知識2011、2011年版白書の白書、世界年鑑2011、最新基本地図

F . 広報費 88,800円

都革新レポート（4月3日付）を2,000部ずつ3回、合計6,000部を発行し、「選挙活動に関わる

部分を按分して90%」と説明があり、64,800円支出している。f議員は区議会議員であり、また、東京西部ユニオンの執行委員である。紙面は選挙活動に関わる部分、議員としての活躍、西部ユニオンの行動等が混在していて、按分90%は妥当だろうか。政調費 = 公金で支出しているのだから、按分90%とした明確な根拠の説明を求める。それに合理性・妥当性のある根拠がない場合は、レポート代64,800円の返還を求める。

反原発1000万署名ニュース号外（4月8日付）に按分無しで24,000円を支出している。

この号外の発行元とf議員の関係が不明であり、区議に交付される政調費からの支出として認められる根拠の説明を求める。その説明に合理性・妥当性がない場合は、24,000円の返還を求める。

G. 事務費	8,406円
携帯電話料金（按分比50%）	3,032円
郵送費	1,054円
PCインクカートリッジ代（按分なし）	4,320円

1) 携帯電話について

請求人は、携帯電話の使用そのものが、議員の政調活動以外の政治活動や議員の私生活をより多く支えるものであり、そう解することが、一般常識上も合理性・妥当性を持つ。このことから、請求人は、議長訓令の用途基準細目に規定される「上限の按分比」を、そのまま適用すべきでないとして解していることを、まず、指摘したい。

請求明細書の添付がなく、詳細は不明であるが、金券と同様の働きを持つポイントの付与がなされることが一般的であり、もし、ポイントが付与されている場合は、その付与されたポイント相当額を差し引いて支出計上すべきであると解する。従って、f議員に、関連する情報の説明を求めるが、その情報開示がなされない場合は、計上額3,032円の返還を求める。なお、携帯電話の契約者名が、〔f - 1〕となっているが、公金の支出は、議員本人名でなされるべきであることを付記する。

2) PCインクカートリッジ代について

このインクカートリッジが上記の広報費と関連がある場合は、按分比の見直しを求める。その按分比の説明に合理性・妥当性がない場合は、4,320円の返還を求める。

I. 人件費	48,000円
--------	---------

臨時補助職員〔f - 2〕氏に48時間（時給 1,000円）の賃金を払っている。勤務内容は資料整理20時間、事務作業14時間、調査研究補助作業14時間である。この勤務内容に上記の広報費との関わりがある場合は広報の按分比に基づいて、人件費の見直しを求める。その説明に合理性・妥当性がない場合は、48,000円の返還を求める。

7. g議員（k会派）

政調費交付額	<u>160,000円</u> （戻入なし）
要返還額	<u>160,000円</u>

請求人は、提出された出納簿及び領収書等を基に、政調費の検証を行い、その用途に関する情報が不明・不十分であるか、あるいは、疑義があると判断した時は、その旨を記載し、情報の開示・説明を要請した。それに対する回答に、合理性・妥当性がない場合は、原則として、その用途に計上された政調費の全額の返還を求めた。

F. 広報

区政はがきレポート [2011春号]	
ハガキ印刷代（按分なし）	238,100円

資料として添付された区政はがきレポートは、大震災で被災された方々へのお見舞いの言葉で始まり、続いて、「被災者の生命と生活に国は責任を」の題で、政府の対応について異議を述べている。次に、「区長に申し入れました」との題で、区の交流都市の南相馬市の窮状を述べ、区長に対して国の責任を求めて行くべきと、要望書を提出したことが記載されている。そして、最後の1/4のスペースに、「住民が主人公のまちを目指して～予算案に反対～」との題で、平成23年度の区の予算案に反対したことが記されている。なお、はがきの上部の左側に、g議員の顔写真が掲載されている。

一方、4月24日に、区議会議員選挙が行われ、g議員は、その選挙に立候補している。このような状況の下で、上述の内容の区政はがきレポートの印刷代のみが、按分なしで、政調費に計上されている。議員の活動は多岐に亘り、政務調査活動は、その一つであるに過ぎないと解するが、g議員に、広報ハガキの印刷代を按分なしとした根拠の明確な説明を求めるが、その内容に合理性・妥当性がない場合は、政調費交付全額160,000円の返還を求める。